

北海道からの助成金も併せて受けられます

～北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置～

★申請は工事着手の90日前から工事着手する日までとなります。

類型	区分	対象業種	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成内容		
						助成額	限度額	通算限度額
成長産業分野 I	成 長 産 業 分 野	自動車関連製造業 航空機関連産業(※1) 高機能素材・複合材料関連製造業(※1)	全道 (札幌市を除く) (植物工場は工業団地 と工場適地を対象とする。)	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 ※	20億円 同一企業につき
		増設		投資額の5%		5億円		
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業・植物工場 新エネルギー関連製造業		新設	10億円以上 1人以上	投資額の10%	10億円 ※	13億円 同一企業につき
		増設		投資額の5%		3億円		
		新エネルギー供給業		新設	一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 20億円以上 5人以上	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 同一企業につき
		増設		投資額の5%		一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円		
	データセンター事業	新設	2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき		
	増設	投資額の5%						
	基盤技術産業	新設	2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき		
	増設	投資額の5%						
本社機能移転事業	全道	新設	(投資要件なし) 20人以上	1年間の賃料の 2分の1	1,000万円	—		
発展基盤施設分野	自然科学研究所	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき	
			増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円		
	高度物流関連事業	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき	
			増設	20人以上	投資額の5%	3億円		
市町村連携促進分野 II (※3)	市町村が行う立地助成措置の対象であること ・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア事業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場	特別対策地域	新設	2,500万円以上 5人以上(※2)	投資額の4% (特別対策地域に該当し、かつ 企業立地促進法の集積区域 における指定集積業種に該当 する新設の場合のみ投資額の 8%)	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき	
			増設		雇用増1人あたり 50万円 (雇用増が6人以上の 場合6人目から支給)	5,000万円		
		企業立地促進法 適用地域又は地域 未来投資促進 法適用地域 工業団地 (製造業に限る)	新設	5,000万円以上	投資額の8%	1億円		
			増設	5人以上(※2)	投資額の4%			

※雇用増に応じた上限スライド制を適用します。

自動車関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品等製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

※1 地域経済牽引事業で、知事が特に必要と認める事業に限る。

※2 補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含む

※3 類型IIにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります

詳細は「立地企業への優遇措置のご案内(北海道)」のパンフレットもしくは
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinjojoseido.htm>をご参照ください。

■お問い合わせ先■

北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係 TEL 0143-24-9589

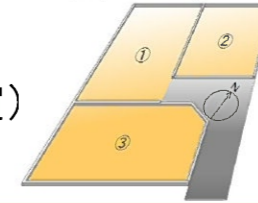
苫小牧市 優遇措置 のご案内

工場や設備の新增設を行う企業を 助成金でバックアップします！

初期投資の軽減

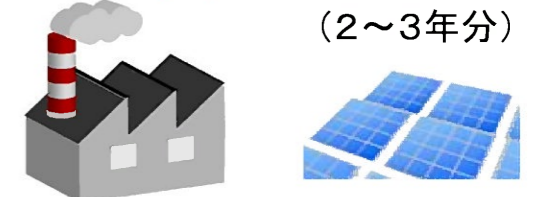
新增設に伴い取得した
土地代の10%引き

(市有地に限定)



事業場設置助成金

新增設に係る
固定資産税相当額
(2～3年分)



雇用助成金

新增設に伴う
雇員1人あたり30万円



緑化助成金

新增設に伴う
緑化事業費の30%



詳細については中面をご覧ください

まずは、お気軽にご相談ください。
ワンストップサービスで企業の皆様をサポートいたします。

苫小牧市 産業経済部企業政策室港湾・企業振興課 TEL 0144-32-6438

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 (7階) FAX 0144-34-7110

E-mail: kigyo@city.tomakomai.hokkaido.jp

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kigyo/index.htm>

苫小牧市企業立地振興条例に基づく優遇措置

平成27年4月1日改正

対象業種	優遇措置	対象要件	助成等内容					
			助成額等	限度額	通算限度額			
(工場等) 工場 物流施設 再資源化施設 国際物流関連施設 機械修理施設 植物工場	初期投資の軽減	新設 増設等※	・土地取得面積2,000㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上 ・契約締結日から3年以内の操業 ・市有地に限定	土地代の10%引き				
				事業場設置	新設	・土地取得面積(賃貸含)2,000㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上	新規雇用者10人以上	3年の固定資産税相当額
	増設等	・増設等に係る面積300㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上	上記以外			2年の固定資産税相当額	1億円	
			雇用助成金	新設	・固定資産取得価額2,000万円以上 ・新規雇用者5人以上	新規雇用者5人以上※	2年の固定資産税相当額	2億円
	上記以外	2年の固定資産税相当額				1億円		
緑化助成金	新設	・土地取得面積2,000㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化	緑化事業費の30%相当額			1,000万円	-	
			増設等	・土地取得面積300㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化				1,000万円
情報通信関連施設 (データセンター事業等) 試験研究施設	初期投資の軽減	新設 増設等※	・土地取得面積2,000㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上 ・契約締結日から3年以内の操業 ・市有地に限定	土地代の10%引き			-	-
				事業場設置	新設	・固定資産取得価額2,000万円以上	新規雇用者5人以上	3年の固定資産税相当額
	増設等	上記以外	2年の固定資産税相当額				1億円	
			雇用助成金	新設	・固定資産取得価額2,000万円以上 ・新規雇用者5人以上	新規雇用者5人以上※	2年の固定資産税相当額	2億円
	上記以外	2年の固定資産税相当額				1億円		
緑化助成金	新設	・土地取得面積300㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化	緑化事業費の30%相当額			1,000万円	-	
			増設等	・土地取得面積300㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化				1,000万円
再生可能エネルギー 発電設備	初期投資の軽減	新設 増設等※	・土地取得面積2,000㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上 ・契約締結日から3年以内の操業 ・市有地に限定	土地代の10%引き			-	-
				事業場設置	新設	・固定資産取得価額5億円以上	新規雇用者5人以上	3年の固定資産税相当額
	増設等	上記以外	2年の固定資産税相当額				1億円	
			雇用助成金	新設	・固定資産取得価額2,000万円以上 ・新規雇用者5人以上	新規雇用者5人以上※	2年の固定資産税相当額	2億円
	上記以外	2年の固定資産税相当額				1億円		
緑化助成金	新設	・土地取得面積300㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化	緑化事業費の30%相当額			1,000万円	-	
			増設等	・土地取得面積300㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化				1,000万円

・上記の助成金は、平成27年4月1日以降に事業場の指定申請をしたものに適用。平成27年3月31日以前に指定申請をしたものは従前の条例による。
 ・固定資産取得価額及び固定資産税相当額はいずれも土地を除く。
 ※既設の事業場の全部又は一部の廃止を伴う増設等を除く。

Q&A

Q1 対象となる投資はどのようなものですか。

- A1 工場等の新增設に伴い建設した建物及び導入した設備が対象となります。
 なお、土地の取得及び以下の設備は助成対象外となります。
 ①一般管理事務所 ②事務所用備品、常用自動車 ③食堂、浴場、売店、理容所
 ④独立した建物等で専ら原材料、製品、危険物その他物資の保管に使用されている倉庫、タンク等
 ⑤輸送用配管及びベルトコンベア等で専ら輸送用にのみ使用する施設

Q2 対象要件にある新規雇用者の定義は。

- A2 常時雇用される者であり、次のいずれにも該当しない雇用者とします。
 ①1年に満たない期限を定めて雇用される者
 ②1週間の労働時間が当該事業場の一般従業員より短い契約内容で雇用される者
 ③市の区域内の既存の事業場から配置換えされる者
 ④他の企業の市の区域内に設置されている事業場において雇用されていた者で、当該企業から出向した者、派遣された者
 ⑤代表権を有する者及び監査役

Q3 雇用助成金の対象となる新規雇用者の定義は。

- A3 操業開始から1年を経過した日において当該事業場に常時雇用されている者が対象となります。
 パートであっても、雇用保険に加入し、常勤雇用をしている者を含みます。
 当該事業場に勤務させることを予定して順次雇用者を採用しているような場合には、原則として工事着手の概ね3ヶ月前から操業開始の日後概ね3ヶ月以内に採用された者を対象とします。

Q4 機械設備のみの投資でも対象となりますか。

- A4 建物の建設を伴わなくても、機械設備の投資にて要件を満たしていれば対象となります。

Q5 他の補助金を受けていますが、対象となりますか。

- A5 対象となります。ただし、他の補助金により固定資産税額が減免となった場合には、減免後の税額が助成対象となります。

Q6 親会社が投資を行い、子会社が操業を行います、対象となりますか。

- A6 親会社が子会社の50%以上の株式を保有している場合、対象となります。
 この場合、親会社、子会社双方の投資額を助成対象とします。その際の助成対象は固定資産税課税対象者とします。

Q7 既存の事業場を廃止して、新たな事業場を建設しますが、対象となりますか。

- A7 初期投資の軽減を除き対象となります。
 ただし、雇用人数が5名以上の場合であっても限度額1億円での適用となります。

Q8 助成金はいつ交付されますか。

- A8 初期投資の軽減 …購入時に割り引いた価格で分譲します。
 事業場設置助成金…対象資産に係る固定資産税が賦課される年度から総額を3年間に渡り交付します。
 雇用助成金 …操業開始1年経過後、全額を1度に交付します。

